

令和5年度 第1回愛西市権利擁護支援連携協議会次第

日時 令和5年8月30日(水)
午後2時40分から
場所 愛西市役所 北館
会議室2-1・2-2

1 あいさつ

2 議 題

(1) 委員長の選出及び副委員長の指名について

(2) 中核機関及び権利擁護支援センター事業実施状況について

① 事業実施方針及び事業内容について …資料1-1

ア 広報啓発

イ 総合相談

ウ 成年後見制度の申し立て支援及び後見人等支援

エ 法律職及び関係団体等との連携促進事業

② 事業実績について …資料1-2

③ 後見人等を必要とする身寄りのない人への支援について …資料1-3

(3) 意見交換

3 その他

※第2回愛西市権利擁護支援連携協議会

[日時] 令和6年2月16日(金) 午後2時40分から午後3時40分

[場所] 愛西市役所北館2階会議室2-1・2-2

愛西市権利擁護支援連携協議会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を協議するため、愛西市権利擁護支援連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見交換等を行う。

- (1) 愛西市権利擁護支援センターの運営状況、体制等に関すること。
- (2) 成年後見制度の利用の促進に関すること。
- (3) 司法、医療、福祉等の地域連携による権利擁護支援に関すること。
- (4) その他、判断能力の不十分な高齢者、知的障害者、精神障害者等の権利擁護支援に資すること。

(協議会)

第3条 協議会は、委員7人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 弁護士
- (2) 司法書士
- (3) 社会福祉士
- (4) 医療関係者
- (5) 高齢者福祉関係者
- (6) 障害者福祉関係者
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が委員の中から指名する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていない場合は、市長が招集する。

(議事)

第7条 会議の議長は、委員長が掌る。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、会議において必要があると認めるときは、利害関係を有する者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、保険福祉部社会福祉課に置く。

2 協議会の運営については、愛西市と愛西市権利擁護支援センターの相互協力のもと実施するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮り、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

愛西市権利擁護支援連携協議会出席者名簿

任期 令和5年7月1日から令和7年6月30日

区 分	氏 名	所 属	備 考
委員 弁護士	服部 一将	愛知県弁護士会	
委員 司法書士	浅井 佐智子	公益社団法人 成年後見センター・ リーガルサポート愛知支部	
委員 社会福祉士	鎌田 正慶	愛知県社会福祉士会	
委員 医療関係者	三和田 篤	認知症疾患医療センター七宝病院	
委員 高齢者福祉関係者	山田 五月	佐屋苑地域包括支援センター	
委員 障害者福祉関係者	竹田 晴幸	社会福祉法人百千鳥福祉会	
委員 社会福祉関係者	中上 陽子	愛知県社会福祉協議会	
事務局 愛西市	伊藤 義幸	保険福祉部社会福祉課 課長	
事務局 愛西市	柘植 佐知子	保険福祉部社会福祉課 課長補佐	
事務局 愛西市	藤本 貴志	保険福祉部社会福祉課 主任	
事務局 愛西市	八木 久美子	保険福祉部高齢福祉課 課長	
事務局 愛西市	猪飼 隆善	保険福祉部高齢福祉課 課長補佐	
事務局 権利擁護支援センター	稲穂 宏紀	専門相談員	
事務局 権利擁護支援センター	佐藤 和子	専門相談員	

愛西市における権利擁護の中核機関及び権利擁護支援センター事業について

資料1-1

1. 事業実施方針

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、自らの権利保護に支援を必用としている者又はそれぞれの支援者に対して、権利擁護に関する相談支援、利用支援、普及啓発等の事業を行い、もって住民福祉の向上及び日常生活の安寧を図ることを目的として次の事業を実施する。
 具体的には、権利擁護に関する相談支援事業、民法に規定する後見制度及び社会福祉法に規定する福祉サービス等の利用支援事業、権利擁護に関する普及啓発事業、法律職及び関係団体等との連携促進事業を実施する。

2. 事業実施事項

項目	ア 権利擁護に関する広報啓発	イ 権利擁護に関する総合相談	ウ 成年後見制度の申し立て支援及び後見人等支援	エ 法律職及び関係団体等との連携促進事業
事業目的	パンフレットの作成、講演会や研修会の開催等により、広く市町村の関係者及び住民に対して、権利擁護の制度の普及・啓発を行う。	地域住民、既存の介護事業所や相談支援事業所などからの成年後見制度の利用、権利擁護に関する相談に応ずるとともに、成年後見制度などに関する情報提供を行う。また、センター職員による巡回相談を行う。	成年後見制度の利用及び福祉サービス等の利用のための必要な支援を行う。 ※福祉サービス等とは市町村が行う福祉サービス・介護保険法によるサービス・社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業・生活自立支援事業を指す。	成年後見、虐待等権利擁護に関する専門職、関係機関の連携の促進、地域連携ネットワーク構築の推進、法律職や専門職の関係団体との連携体制を構築する。専門職関係の研修及び権利擁護に関する情報交換会等への参画により連携を促進する。
事業内容	1. 市民への広報・啓発 ①センターパンフレットの検討及び配布 ②ホームページによる情報発信 ③広報等による情報発信	1. 窓口相談	1. 本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断 ①住民及び首長による申立ての支援 ②後見人候補者の調整 ③申立て手続き代理人の斡旋	1. 受任可能な専門職数の把握（1回/年） （調査対象団体） ①弁護士会（アイズ） ②司法書士会（リーガルサポート） ③社会福祉士会（ばあとなあ） ④行政書士会（コスモスあいち）
	2. 関係機関への広報・啓発 社会福祉協議会、地域包括支援センター、介護保険事業所、障がいサービス事業所、民生委員、医療機関、金融機関、郵便局、消費生活センター、公証役場、裁判所 等	2. 電話相談	2. 後見人等の後方支援 ①受任中の親族後見人への支援 ②申立て後の親族後見人へのモニタリング・バックアップ	2. 専門職団体関係の研修、権利擁護に関する情報交換会及び会議等への参加 →社会福祉士会「ばあとなあ」連絡会議等
	3. 各種会議、研修会での広報・啓発 ①介護保険事業所及び施設連絡会議 ②市障害者地域総合支援協議会 ③民生児童委員協議会定例会 ④市地域包括支援センター連絡調整会議 ⑤市ボランティア連絡協議会 ⑥ケアマネジャーオンラインサロン ⑦愛西の里保護者懇談会 等	3. 訪問相談	3. 成年後見のニーズ把握（1回/年）	3. 支援検討委員会の実施（年3回） ①受任調整会議 ②相談事業等、センター運営全般に関する助言
	4. 講演会や研修会の開催 ①住民のための講演会（令和5年9月30日） ②行政・福祉職のための研修会（令和6年1月）	4. 巡回相談 令和5年10月から佐織地区、八開地区、立田地区を毎月第2木曜日、巡回相談を実施。 （①13：30②14：30）	4. 権利擁護啓発及び勉強会の開催 （対象）社会福祉協議会及び関係機関の専門職、行政職員	4. 地域連携ネットワークの構築 権利擁護が必要な方の発見、早期の相談支援、後見人を含めたチーム支援のための権利擁護に関する地域連携ネットワーク構築の推進
	5. 権利擁護の人材（市民後見人）養成の検討	5. 弁護士相談 令和6年度から偶数月にセンターにて行う。 （第3木曜日①10：00②11：00）	5. 社会福祉協議会の日常生活自立支援事業、生活自立支援事業担当者等との連携	5. 家庭裁判所との連携 ①人材育成や後見人支援に関する情報交換 ②家事関係機関と裁判所との連絡協議会への参加

愛西市権利擁護支援センター 広報活動実績（令和5年5月～令和5年7月）

1. 関係機関への広報

市内	84件
市外	74件
合計	158件

(市内内訳)

関係機関	件数
地域包括支援センター	3件
居宅介護支援事業所	15件
介護施設	21件
相談支援事業所	3件
クリニック	17件
薬局	3件
金融機関	17件
行政（支所）	3件
その他	2件
計	84件

(市外内訳)

関係機関	件数
地域包括支援センター	2件
居宅介護支援事業所	28件
介護施設	23件
障害者施設	2件
行政	1件
病院	11件
薬局	1件
警察	2件
その他	4件
計	74件

2. 会議等での広報

日付	相手先	場所	人数
R5.5.24	ボランティア連絡協議会	八開総合福祉センター	約20名
R5.6.14	佐織地域包括支援センターエリア ケアマネジャーオンラインサロン	オンライン	9名
R5.6.15	民生児童委員定例会（立田・佐織地区）	愛西市文化会館	約60名
R5.6.20	民生児童委員定例会（佐屋・八開地区）	愛西市文化会館	約55名
R5.6.30	愛西市地域包括支援センター 連絡調整会議	愛西市役所	5名
R5.7.12	介護保険事業所及び施設連絡会議	愛西市文化会館	約20名
R5.7.14	愛西の里さや保護者懇談会	愛西の里さや	約10名
R5.7.27	愛西の里はちかい八開保護者懇談会	愛西の里はちかい	約5名
R5.7.28	地域密着型サービス事業者連絡協議会	愛西市役所	約10名
R5.7.28	愛西市障害者地域総合支援協議会	愛西市役所	約15名
R5.7.31	愛西の里たつた保護者懇談会	愛西の里たつた	6名

成年後見制度に関する巡回相談

愛西市権利擁護支援センターでは、毎月1回相談員が、お近くの相談会場に出向いて相談をお受けします。

地区	日付	場所	曜日
佐織地区	10月12日 1月11日	佐織老人福祉センター (愛西市小津町観音堂27)	10月、1月 第2木曜日
八開地区	11月9日 2月8日	八開総合福祉センター (愛西市江西町宮西38)	11月、2月 第2木曜日
立田地区	12月14日 3月14日	発達支援センター (愛西市石田町宮前16番地1)	12月、3月 第2木曜日

* 佐屋地区は、「ふくしの相談窓口」にて相談を受けます。
特に曜日は指定しませんが、予約をお願いします。

(1) 1日2組(1組50分)の相談をお受けします。

要予約

時間帯 第1回 13:30~14:20
第2回 14:30~15:20

- (2) 相談には、事前に電話またはFAXでの予約が必要です。
(3) 祝日等にあたる場合は日程変更となりますので、電話またはFAXでご確認ください。

問い合わせ
相談の予約

愛西市権利擁護支援センター



0567-31-6232

FAX

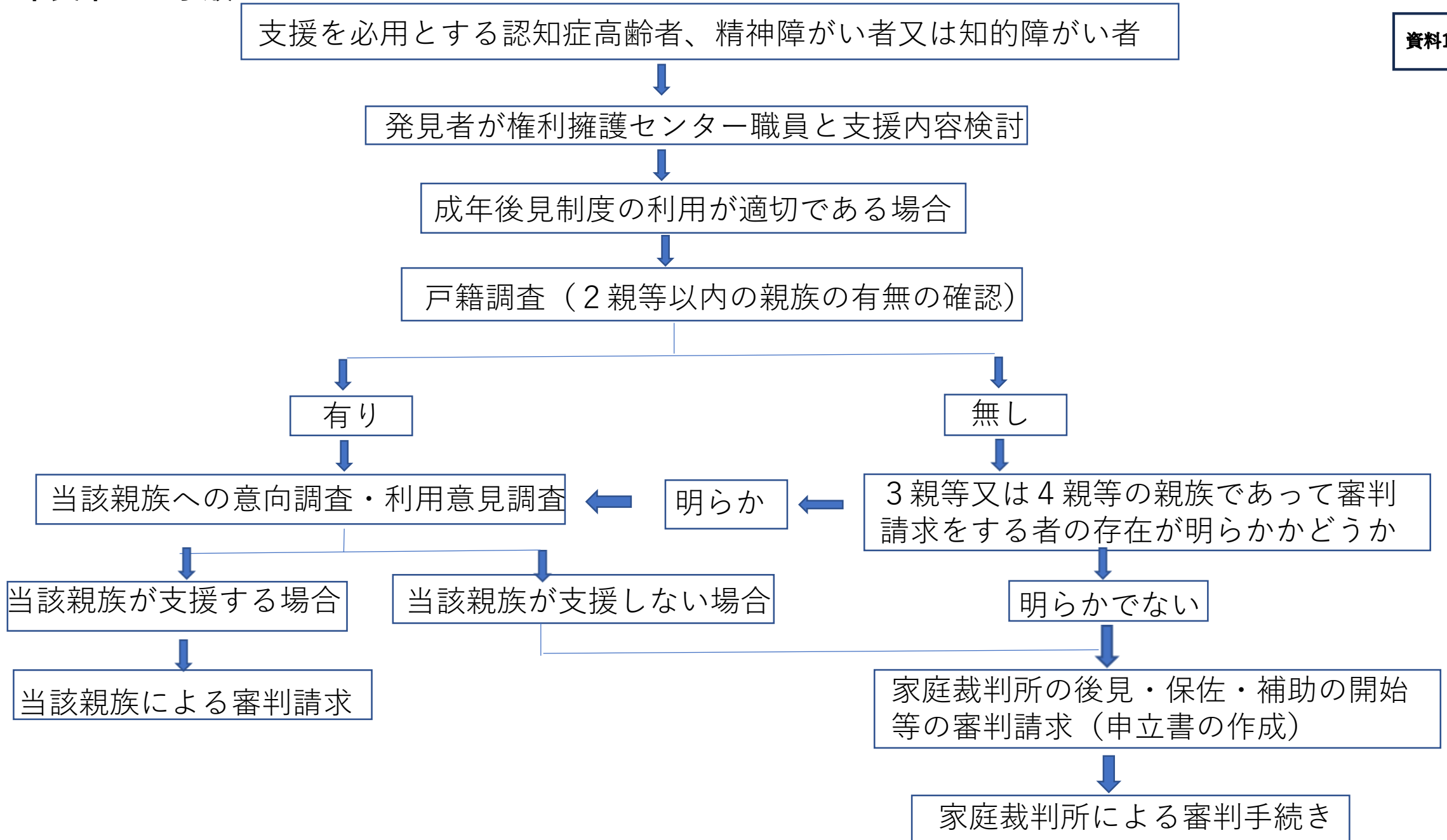
0567-31-6233

受付時間 平日8:30~17:15 (祝日・年末を除く)



市長申立て手順

資料1-3



市町村長申立て検討の手順

①後見ニーズ（対象者）の発見

介護支援専門員、社協職員、民生委員等からの報告、連絡、相談により権利擁護支援センターに情報が入る。

②ケース検討会議の開催

権利擁護支援センターは、日常生活自立支援事業の利用検討や成年後見制度申立て（本人・親族・市町村長申立て）などの支援策について検討する。

③本人調査

本人の心身・日常生活の状況・資産状況（わかる範囲）等を把握。

④本人情報シートの作成

⑤診断書の作成依頼

権利擁護支援センターが調査票作成

⑥支援検討委員会

申立て類型の検討
成年後見人候補者の検討

⑦親族調査

権利擁護支援センターが市役所担当課に親族調査依頼提出

2親等以内の親族を確認するための依頼

親族がいる

・ 2親等以内の親族に申立ての意志を確認し、申立て意思がある、または既に4親等以内で申立てを行う予定の者が明らかな場合は、その者に申立てを行うよう支援・依頼する。

・ 但し、2親等以内の親族がいるが「申立てを拒否している」「本人への虐待がある」又は「連絡がつかない」等の場合は、いないものとして扱う。

親族がない

⑧成年後見登記事項の確認

申立て書類の作成

家庭裁判所への申立て

成年後見人等を要する（高齢者・障がい者）の親族調査要請書

年 月 日

愛西市長

要請者

愛西市権利擁護支援センター
職員
職員

成年後見人等を要する下記の対象者について、後見開始等の審判請求を申立することができる者が不明であるため、対象者の二親等内の親族調査を要請します。なお、この申立をする親族のいない場合は、愛西市成年後見制度を利用するための支援事業の規定に基づき、成年後見等の審判の請求を併せて要請します。

記

対象者	住 所				
	氏 名			電話番号	
	性 別	男・女	生年月日		
対象者の心身の状況					
対象者の生活状況					
その他（親族、収入、資産等の状況）					